

令和5年12月22日

教職員各位

医学部長 木下 浩作

敷地内全面禁煙について（通知）

令和6年4月1日を期して、敷地内を全面禁煙に致します。

本学部は、予防医学及び健康増進を支援する医師の養成機関であり、特定機能病院を併設しています。また、キャンパスは近隣住民に通行の用として、子どもの憩いの場として開放しております。

これまでも、全面禁煙化については、喫煙者の権利保障や規制による路上喫煙や隠れての喫煙による近隣からの苦情、火災の不安等の問題が指摘され、実施が見送られてまいりました。

しかしながら、20歳未満の学生が医師を目指し勉学に勤しむ中、喫煙所を設け受動喫煙に晒される環境や、万一、20歳未満の学生が紛れて喫煙した場合に、これを制することができないことは教育・医育機関として社会的に許されないことでもあります。

医学部教授会は、この現状を改めることについて議論し、全面禁煙化について決議致しました。

教職員の皆様におかれましては、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上